

## 電子基準点データ提供（準天頂衛星及びグロナス）に関する Q&A

1. グロナス及び準天頂衛星に対応した GNSS 測量機及び解析ソフトウェアは市販されているのですか。

グロナスに対応した GNSS 測量機及び解析ソフトウェアは、各メーカーから市販されています。

準天頂衛星に対応した GNSS 測量機も、各メーカーから市販されています。解析ソフトウェアは、まだメーカーから市販されていませんが、研究用のソフトウェアでは対応できるものがあります (<http://www.rtklib.com/>)。

2. 作業規程の準則「測量機器級別性能分類表」によると 1 級 GNSS 受信機の受信周波数帯は 2 周波 (L1、L2) となっています。L5 は測量に使えるのでしょうか。検定基準も 2 周波となっています。

現在、L5 の周波数で信号を送信している測位衛星は、準天頂衛星 1 機と GPS 2 機 (GPS 1 番、GPS 25 番) のみですので、まだ L5 は実際の測量には使えません。

3. ネットワーク型 RTK 法でグロナスや準天頂衛星のデータが使えるようになるのは、具体的にいつ頃ですか？

ネットワーク型 RTK 測量のための補正情報は、民間の配信事業者から提供されますので、国土地理院ではその時期についてコメントできませんが、「電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会」が今年行う「マルチ GNSS 実証実験」の結果を踏まえ、平成 25 年度以降に対応が進むと期待されます。具体的なスケジュールは各事業者にお問い合わせください (ジェノバ <http://www.jenoba.jp/>、日本 GPS データサービス <http://www.gpsdata.co.jp/>)。

4. 持っている受信機は GPS しか対応していないのですが、もう使えなくなるのですか。

いいえ。国土地理院のホームページからは、従来と同じ GPS だけの RINEX ファイルも提供を続けます。

5. 自分たちの近くの電子基準点はいつグロナスで使えるようになるのですか

今回提供する以外の電子基準点でグロナスが使えるようになるのは、平成 25 年度の予定です。具体的なスケジュールが決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

6. 公共測量を行う際にアンテナのメーカーが合わないので同一メーカーの遠くの基準点を使っているのですか。

この場合でも遠くの電子基準点は使用できません。作業規程の準則第 22 条第 3 項に「1 級基準点測量においては、既知点を電子基準点 (付属標を除く。以下同じ。) のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域に最も近い 2 点以上を使用するものとする。」と規定されています。従いまして、同一メーカーであっても、遠くの電子基準点を使って GPS とグロナスによる測量作業を行うことはできません。